

中小・ベンチャー企業向け 知的財産セミナー（KIP-NETセミナー）

農林水産物・食品における 地域ブランド展開に向けて

わが国・海外での商標制度と出願戦略  
～ どうすりゃいいの？ 商標の出願と戦略 ～

< 経営者・実務者向け初～中級セミナー >

「中国等での模倣品・商標問題について」 13:40～14:50

特許庁総務部国際課 課長補佐

猪俣 明彦 氏

模倣品被害は、近年さらに複雑化・広域化しており、プレーキパッド・偽造医薬品等による安全上の問題も顕在化してきております。こうした模倣品の実情を紹介するとともに、政府の対策を紹介します。また、中国等で日本の地名や地域ブランド等が第三者によって出願登録される事例が相次いでいます。こうした実情を紹介するとともに、特許庁の対策を紹介します。

「農林水産事業者のための国内及び中国の商標制度」


15:00～16:10

アルカディア知財事務所 弁理士

垣木 晴彦 氏

今回のセミナーでは、わが国の商標制度での知って得するポイントをご説明し、特に通常の商標といわゆる地域団体商標との相違をご説明した上で、効果的な商標制度の活用方法をご説明させていただきます。また、わが国で生産した物を外国へ輸出し、その反対に外国で生産された物を輸入される場合について、中国又は台湾との関係を例として商標権の効力がどのように働くかについてもご説明させていただきます。

 日時 2008年10月3日（金） 13:30～16:30

 場所 ヒルトンプラザ・ウエスト（8階）研修室A・B  
TEL050(3383)5205


大阪市北区梅田2-2-2（地下鉄四つ橋線 西梅田駅4A、4B出口すぐ）

参加費 無料  
先着100名

ヒルトンプラザ大阪付近図



<主催> 農林水産省近畿農政局

 特許庁  
近畿経済産業局  
近畿知財戦略本部

<協力> 日本弁理士会 近畿支部

## 【開催趣旨】

企業等の利益を守るためには、商標を出願して権利を取得し、さらに取得した権利の管理しっかりと行い、知的財産である「ブランド」を戦略的に活用することが重要です。

「ブランド」を勝手に他人に使用されると、本来得られるべき利益が減少するだけでなくそれ以上にブランドの信用・価値が低下して企業等のイメージも悪くなります。

農林水産省では、農林水産物・食品の地域ブランド化に向けた各地域の取り組みを効果的なものにし、全国に広げていくことを目的に、平成19年11月、「食と農林水産物の地域ブランド協議会」が設立され、農林水産省としてもバックアップしているところです。

今回のセミナーでは、中国・台湾での模倣品や商標問題の実情と政府の取り組みや農林水産事業者のための国内及び中国での商標制度について解説して頂きます。

このセミナーは、農林水産業・食品産業関係業者の経営者、府県・市町村などで知的財産業務に携わっておられる方やこれから知的財産について勉強される方が対象です。是非、この機会に多数ご参加くださいますようお願い申し上げます。

## 【問い合わせ・申し込み】

農林水産省近畿農政局生産経営流通部農産課

〒602-8054 京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町

TEL 075-414-9021 FAX 075-414-9030

<http://www.maff.go.jp/kinki/>

財団法人 経済産業調査会 近畿本部 知的財産セミナー係

〒540-0028 大阪市中央区常盤町2-2-11

TEL 06-6941-8971 FAX 06-6941-8974

<http://www.chosakai-kinki.jp>

近畿経済産業局（近畿知財戦略本部 KIP - NET）ホームページ

<http://www.kansai.meti.go.jp/kip-net/kenshu/index.html>

## 【申し込み】

参加ご希望の方は、申込書にご記入の上、**20年9月30日（火）まで**にお申し込み下さい。

[ 近畿農政局農産課 FAX : 075-414-9030 ]

貴社名			
住所	〒 -		
電話番号		FAX番号	
参加者氏名	所属部課名	役所名	e-mailアドレス

キャンセルの場合は、出来るだけ早くご連絡願います。

お申し込みに対する受諾のご通知は致しませんので、当日直接会場へお越し下さい。

お申込に係る個人情報につきましては、本セミナー以外では使用致しません。

その他、本件に関して不都合がございましたらご連絡下さい。